

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮した学生への支援策一覧

	事業・補助金名	支援内容	要件(対象)	URL	お問い合わせ先
1	新型コロナウイルス対策緊急学生支援事業 (松山市特例奨学資金貸付制度)	【貸与金額】 在籍している大学等の学費など修学に必要なとなる費用に応じて、30・50・70・90・110万円のうち、無利子で貸与します。 【返還期間】 卒業後15年以内 ※卒業後3年間は返還を猶予します。	【対象者】 市内に居住している方、又は本市出身の方で市内外の大学・短期大学・大学院・高等専門学校（第4・5学年）・専修学校（専門課程）に通う学生 ※本市出身の方は、募集開始時現在、市内に1年以上居住している方の子弟で、本市で前期又は後期中等教育課程を修了した方。（前期中等教育とは中学校、後期中等教育とは高等学校に相当） 【貸与の条件】 ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、アルバイト収入や家庭からの援助（仕送り等）が半減し、経済的理由により修学して学業を継続することが困難になっている方 ②連帯保証人1名を必要とします。 ※詳しくは、ホームページまたはお問い合わせ先で確認してください。	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokyoiku/syougaku/tokureisyougaku.html	松山市教育委員会 学校教育課 089-948-6869
2	緊急小口資金	【金額】10万円 (特例の場合は20万円) 【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内 ※無利子	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯 ※ただし、生活保護世帯は対象となりません。 ※年齢等により手続き内容が異なる場合がございます。詳しくは、ホームページまたはお問い合わせ先で確認してください。	http://hecoman.matsuyama-wel.jp/kinkyukashitsuke.html	松山市社会福祉協議会 089-933-6070
3	総合支援資金	【金額】月15万円以内（単身）、 月20万円以内（複数） 【貸付期間】原則3カ月以内 【据置期間】1年以内 【償還期限】10年以内 ※無利子	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※総合支援資金については緊急小口資金による貸付を既に受けている事が申請条件となります。総合支援資金のみの申請や新規で緊急小口と総合支援資金を併用して申請することはできません。 ※年齢等により手続き内容が異なる場合がございます。詳しくは、ホームページまたはお問い合わせ先で確認してください。	http://hecoman.matsuyama-wel.jp/kinkyukashitsuke.html	松山市社会福祉協議会 089-933-6070
4	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係る臨時特例	令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の学生納付特例（社会人になってから、保険料を納めることができる制度）です。	学生自身の前年所得が118万円以下である場合、申告によって保険料が猶予されるものですが、この度の臨時特例により、令和2年2月以降の任意の1ヶ月（所得の一番少ない月）×12ヶ月で計算した所得見込額により、日本年金機構が学生納付特例の判定を行います。 対象期間は、令和2年2月から令和3年3月までです。 ※詳しくは、ホームページまたはお問い合わせ先で確認してください。	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/kokunen/rinnjitokurei.html	松山市役所 国保・年金課 年金担当 089-948-6352
5	松山市プレミアム付飲食券等事業	松山市内の飲食店にて、地域電子マネー（マチカマネー）での決済で20%ポイント還元と、市内飲食店で使えるプレミアム付飲食券（6,000円分を5,000円で購入可能）を販売します。	誰でも利用可能 ※詳しくは、ホームページまたはお問い合わせ先で確認してください。	https://www.all-matsuyama.com/eat/	松山市役所 地域経済課 089-948-6714